

独立行政法人等の中（長）期目標の策定について（抜粋）

（7）国立健康危機管理研究機構

（留意事項）

- ・ 第一期中期目標の策定及び業務実施に向けては、法人のこれまでの議論において整理された課題とそれに対応した必要な方策を目標に落とし込むことが重要であり、新型コロナウイルス感染症への対応における政府全体の課題と今後の対応策について整理した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）等の記載を踏まえ、第一期中期目標の策定及び業務実施に取り組む必要があるのではないかと。

また、国の施設等機関である国立感染症研究所と独立行政法人である国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）から特殊法人を新設するという前例のない統合であるため、丁寧に統合作業を行うとともに、組織形態が変更することに伴って従前からの強みが失われることがないように、柔軟な運営に努めることが重要ではないかと。法人に新たに求められる役割を踏まえ、2つの異なる組織の統合によって生じるシナジーを検討し、第一期中期目標に盛り込んではどうかと。

さらに、2つの組織の統合以降、新体制において危機管理総局等の統括部門が組織全体の調査・研究をマネジメントしていくに当たり、組織内のガバナンス強化に必要な取組についても第一期中期目標に盛り込んではどうかと。

- ・ 法人設立後の十分な科学的知見の確保・共有に向けて、国内外の医療機関や研究機関、地方自治体等との間で平時からネットワークを構築しておくことを第一期中期目標に盛り込んではどうかと。
- ・ 感染症対策については、平時・有事の両方について、国や法人の業務フロー全体の在り方を検討していくことが重要ではないかと。特に、有事の際の内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省、法人の関係部署全体の意思決定フロー等については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の記載を踏まえ、混乱や停滞が生じないように、平時から綿密に摺り合わせるべきではないかと。

また、法人の業務フローについては、「国立健康危機管理研究機構の創設に向けて～感染症に不安を抱くことのない社会の実現～」（令和6年4月9日国立健康危機管理研究機構評価準備委員会報告書）で示された内容を法人設立後に実践し、必要に応じて見直していくべきではないかと。

- ・ 引き続き、国立高度専門医療研究センター（NC）や既存の医療系独立行政法人など関係機関と連携することが必要ではないかと。特に、NCGMの中の医療研究連携推進本部（JH）がNC6法人の資源・情報を集約し、それぞれの専門性を生かしつつ有機的・機能的連携を行う役割を果たしてきたところ、法人の設立後はNC5法人＋1特殊法人という形になるが、引き続き連携することを第一期中期目標に盛り込んではどうかと。
- ・ 情報収集・分析・リスク評価や研究・開発等法人に求められる役割を發揮するための専門性の高い人材の確保・育成に向けて、産学官連携等の必要な取組を第一期中期目標に盛り込んではどうかと。

(背景事情)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」(令和4年6月15日新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議報告書)において、科学的知見と根拠に基づく政策判断に資するため、政府における専門家組織を強化し、国内外の情報・データ等の迅速な収集・評価等に加え、国内の疫学・臨床研究を行う能力の向上を図ることとされた。これを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」(令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、医療対応・公衆衛生対応・危機対応・研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と NCGM を統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設するとされ、さらに「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」(同年9月2日同対策本部決定)では、その機能として、①感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点、②国際保健医療協力の拠点、③高度先進医療等を提供する総合病院をはじめ両機関が現在担っている事業等の着実な実施、が挙げられた。

それらを踏まえ、令和5年5月に国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)が成立し、令和7年4月1日に両組織を統合した法人が設立予定である。法人は、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織となることが期待されている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応における政府全体の課題と今後の対応策については、前述の有識者会議報告書や、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月2日閣議決定)において整理されており、それらの課題と対応策を踏まえた上で、目標を策定することが重要であると考えます。
- ・ 政府行動計画においては、国立感染症研究所と NCGM を統合することで、法人は、国内外のネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価、科学的知見の迅速な提供等、研究開発等のネットワークのハブ、人材育成、国際連携の5つの役割を担うこととされている。

また、NCGM の業務・組織見直しにおいても、研究・開発機能について、シーズ開発から非臨床試験、臨床試験等までを戦略的かつ一貫通貫に進めることができる体制、有事には機動的な対応ができる体制に切り替えられる組織体系を構築することとされている。

今般の法人の新設は、国(厚生労働省)の施設等機関である国立感染症研究所と独立行政法人である NCGM から特殊法人を新設するという前例のない統合であるため、法人の機能が損なわれることの無いよう丁寧に統合作業を行うとともに、法人に新たに求められる役割を踏まえ、統合によって生じるシナジーを検討することが重要であると考えます。

2つの組織の統合以降、新体制において危機管理総局等の統括部門が組織全体の調査・研究をマネジメントしていくに当たり、組織内のガバナンス強化についても取り組むことが必要であると考えます。

- ・ 政府行動計画において、法人は、感染症インテリジェンスや研究開発や臨床研究等におけるハブとしての役割を担うために、国内外の政府機関、研究機関、医療機関、

大学、地方公共団体、製薬企業等とのネットワークを構築することが期待されている。

また、NCGMの業務・組織見直しにおいても、海外の政府系研究機関や専門機関、国内の大学、医療機関などに加え、地方衛生研究所等の地方組織との協働・連携により、感染症情報のネットワークを強化することとされている。

- ・ 政府行動計画において、法人は、国からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築することとされており、かつ、国や地方公共団体等と協力し、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施することとされている。

また、「国立健康危機管理研究機構の創設に向けて～感染症に不安を抱くことのない社会の実現～」(令和6年4月9日国立健康危機管理研究機構準備委員会報告書)において、法人の組織体系のコアとなる部分の「設計図」が示された。また、同報告書において、危機管理総局等の統括部門の具体的な組織体系や、統括部門を中心とした平時・有事の業務フローのイメージについても示された。上記の業務フローの内容を法人設立後に実践するだけでなく、運用面の実態を踏まえ、必要に応じて見直していくことが重要であると考えられる。

さらに、NCGMの業務・組織見直しにおいても、法人は、感染症発生早期からの対応が可能となるよう、平時から適切な感染管理下で治療を行うことができる専門性を備えることを目指しつつ、有事の際は、非感染症分野の臨床スタッフ等の法人内の資源再配分を行い、国内外の臨床ネットワークを構築・活用しサージキャパシティを確保する仕組みを構築することとされている。

- ・ 政府行動計画において、法人は、国及び地方公共団体等と協力しつつ、医療機関等の関係機関との連携を強化し、検査体制の整備や、電子カルテ等のデータ連携等の取組を図ることとなっている。

また、NCGMの業務・組織見直しにおいても、法人は、NCとの連携を図るためにNCGM内に立ち上げたJHに関して、法人とNC5法人との連携に必要な体制を構築することとされている。

- ・ 政府行動計画において、法人は、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させるための専門的な人材育成のために、感染症に対応する公衆衛生人材、医療人材、病原体分析や研究開発を推進できる人材等の専門人材の養成を大学等の関係機関と連携して推進することとされ、また、地方公共団体等で疫学調査やリスク評価、公衆衛生対応の中核となる人材を育成する機能の更なる充実強化も特に求められている。

さらに、NCGMの業務・組織見直しにおいても、法人は、産官学連携や国際的な人事交流等の取組を積極的に行い、ワクチン・治療薬開発を含む幅広い横断的研究分野で活躍できる人材を確保・育成することとされており、加えて、政府と研究・臨床事業を担う部門とのコミュニケーションを行う人材や、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーター等の人材の確保・育成に取り組むこととされている。